

令和 4 年度経済産業省
「戦略的国際標準化加速事業（我が国の国際標準化
戦略を強化するための体制構築）：計量制度見直し関
連事業」
の再委託事業に関する公募要領

4

令和 4 年 5 月

一般財団法人日本規格協会

「戦略的国際標準化加速事業（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）（計量制度見直し関連事業）の再委託事業に関する公募要領

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省からの受託事業「戦略的国際標準化加速事業（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築：計量制度見直し関連事業）」の再委託事業実施者を以下の要領で公募します。

1. 事業の目的（概要）

第4次産業革命の時代を迎え、新市場の創造や技術の社会実装のために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。

本事業では、我が国が国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指します。

2. 事業内容

令和4年度は、再委託事業として、以下のテーマ・内容について実施します。

テーマ名	内容	開発期間及び 令和4年度 上限金額 千円（税込）
計量制度見直し 関連事業	計量行政審議会答申（平成28年11月）を踏まえた計量制度の見直しを円滑に実施するために必要となる調査（IoTを活用した計量器にかかる調査分析など制度見直しに関連する調査）等を行う。	令和4年度 27,098

(I) 事業概要

技術革新や計量行政を取り巻く社会的環境の変化に的確に対応すべく、平成28年11月に計量行政審議会より今後の計量行政の見直しの在り方に係る答申が行われ、本答申に基づき、中長期的に取り組むべき論点を含めて、段階的な見直しを進めているところ。本事業では、答申における提言事項について実態を調査し、課題等を抽出することにより、時代の要請に対応した計量制度の見直しについて検討を行う。

(II) 具体的な事業内容

(1) 自動はかりに関する調査

令和3年の計量法施行令の改正により特定計量器である自動捕捉式はかり（自動重量選別器、質量ラベル貼付機及び計量値付け機）の使用の制限の開始は当初予定より2年延期することとなった。当該調査では、円滑な開始に向けて、主に既存使用者の実態を把握するための調査を行う。

① 既使用自動捕捉式はかりの実態調査

過年度調査の結果も活用しつつ、市中にて既に使用されている自動捕捉式はかりの台数推計調査を行う。調査方法はアンケート、ヒアリング等とし、調査内容として、業界別台数分布や使用実態の概要も含む。

② 業界別実態調査

過年度調査や①の結果も活用しつつ、使用台数が多いと推計される業界における実態を調査する。調査方法は、アンケート、ヒアリング等とし、調査内容としては、計量法での規制スケジュールの認知度、使用制限への対応方針（検定受検スケジュール等）等とする。

③ 既使用自動捕捉式はかりの検定受検スケジュールの推計

①、②の結果及びヒアリング等により、既使用自動捕捉式はかりの使用の制限の開始までの検定受検状況の推計を実施する。

(2) 計量士を含む計量制度を担う人材（以下「計量人材」という。）に関する調査
今年度は、計量人材のあるべき姿（計量人材像）を策定する。

① 計量人材に関するヒアリング調査

昨年度のアンケート調査をもとに、ヒアリングによる深掘り調査を行う。

(a) 計量行政機関（都道府県及び特定市の計量担当部署）の計量人材の育成及びあるべき計量人材像についてヒアリング調査を行う。（5～7機関）

(b) 指定定期検査機関（都道府県計量協会等）の計量人材の育成及びあるべき計量人材像についてヒアリング調査を行う（2～3機関）。

(c) 必要に応じて、計量士等にもヒアリング調査を行う。

② 計量人材像の検討

①のヒアリング結果をもとに、機関ごとの計量人材像の案を検討する。

③ 意見交換会開催

①及び②の調査、検討結果に応じて、計量行政機関等の計量人材像について具体案を策定するため、計量行政機関等の有識者による意見交換会を開催する。

④ 計量行政関係データ作成のサポート

計量行政関係データの作成に関して、データ集計作業等の業務、支援を行う。

(3) 特定計量器における検定証印の有効期間に関する国内外調査

特定計量器の一部には使用状況等から検定証印の有効期間が定められているものがある。当該有効期間に対して、一部のユーザーより、近年の技術進歩等を理由に延長要望が出されている。しかし、現状は有効期間の延長を検討する際の明確な手法がない状況である。そのような状況を受けて、令和3年度調査では、広く生活インフラに用いられている特定計量器（水道メーター、ガスメーター、電力計。以下「対象計量器」という。）において、有効期限の延長を検討する際の手法の検討を実施した。

今回は令和3年度調査を元に引き続き、対象計量器における有効期限の延長を検討する際の手法の検討を実施する。

なお、以下の①～③を実施する際は令和3年度調査結果を基礎とし、当該結果から明らかになった検討点や調査点を重点的に行うものとする。

① これまで延長が検討された際の検討内容に関する調査

対象計量器において、過去に延長を検討した際にどのような内容で行われたか調査を実施する。

② 海外における検定証印の有効期限に関する調査

海外における計量法制において、対象計量器の有効期限がどのように定められているか調査を実施する。特に、有効期限の延長検討の有無及びその検討内容について注力する。

③ 関係業界等との検討会実施

対象計量器のメーカー、ユーザー、第三者有識者で組織した検討会を立ち上げ、①及び②の調査結果等を用いて、延長を検討する際に必要な役割分担や調査方法を議論し、とりまとめる。

(4) 基準器の調達等に関する調査

特定計量器の検定等に不可欠な基準器は基準器検査規則に基づく一般的な計量器とは異なる技術基準を有している。そのため、基準器は一種特殊な計量器となり、その供給は特定のメーカーによるところが大きい。近年、環境規制等の影響から基準器供給には懸念が示される事例が見られる。今後の安定的な計量制度を維持するため、以下の調査を実施し、検討点などを洗い出す。

以下の調査を実施する際には、計量行政審議会答申「今後の計量行政の在り方（平成28年11月1日）」で述べられた「Ⅲ 計量器の精度を確保する基準器検査」の内容を念頭に置くこと。

①基準器供給の現状調査

現在供給されている基準器のメーカーを確認し、当該メーカーに今後の基準器供給をどのように考えているかヒアリング及びアンケートを実施する。

また、これまでに行われている基準器検査の年間検査数を確認し、将来動向を検討する。

②基準器需要の現状調査

基準器のユーザーを確認し、どのように活用しているかヒアリング及びアンケートにて調査を実施する。特に製造行為に使用している届出製造事業者に関しては、計量法第40条、42条、45条等に基づく届出状況（届出件数：約100件）について、令和3年度分をとりまとめ、その内容を検討するものとする。

なお、③との関連を念頭に JCSS 制度における標準器の所有なども確認する。

③基準器検査規則と JCSS 制度の比較

計量法では、基準器検査において JCSS 制度（計量法に基づく計量法トレーサビリティ制度）の活用が認められている。しかし、JCSS 制度における検査内容と基準器検査規則における検査内容では差異がある。活用の促進を図るため、両者の検査内容を比較し、その差異に対する対応を検討する。

④海外における基準器に関する調査

海外における計量法制において、基準器制度がどのように定められているか調査を実施する。調査方法は文献及びインターネットでの調査を基本とする。対象国は、英国、ドイツ、フランス、米国、カナダ、オーストラリアとする。特に、③のような基準器とトレーサビリティ制度との関係について注力する。

⑤計量法の他法令での基準器活用に関する調査

他の法令においても、法目的から正確計量を必要とすることから計量器の器差試験等を課しているものがある*。そのような活用実態を調査し、JCSS で代替した場合、どのような課題があるか確認する。

調査範囲は法令（法、政令、省令、告示）を必須とし、通達等に関してはインターネットでの調査が可能な部分までとする。

※例示：揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取り扱いについて（財関第1118号（令和2年12月23日））

3. 事業実施期間

契約締結日～令和5年2月28日（月）

4. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 本事業に関する委託契約を当会との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。

- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めること。
- ⑤ 国の予算決算及び会計令 70 条及び 71 条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数： 1 件
- (3) 予算規模：2. 事業内容に記載のある金額をそれぞれの上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当会と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体 1 部を当会に納入。
 - ※ 電子媒体を納入する際、透明テキストファイル付 PDF ファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、事業終了後の精算払となります。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき現地調査を行い、支払額を確定します。
 支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日：令和 4 年 5 月 26 日（木）

締 切 日：令和 4 年 6 月 15 日（水）12：00 必着

(2) 応募書類

- ① 提案書の提出部数は、**正 1 部、写 6 部、電子媒体（CD-ROM）1 部**とします。
 - ・提案書は、「別紙」に基づいて作成してください。
 - ・提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズは A4 版縦置き、横書きを基本とします。
 - ・提案書の提出時に「提案書受理票」1 部を併せて提出してください。
- ② 提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
 - ・会社概要票及び直近の過去 3 年分の財務諸表 1 部
 - ・当会から提示された契約書に合意することが再委託先選定の要件となります。参考として、この要領とともに契約書例を掲載いたしますので、契約書の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書 2 部（正 1 部、副 1 部）を添付してください。なお、契約書は変更する可能性があることをご承知おき下さい。
 - ・応募者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものを提出する場合は、参考としてその原文の写 1 部を添付してください。
- ③ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
 なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

〒108-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル

一般財団法人日本規格協会 産業基盤系規格開発ユニット 金属・化学・基盤系規格チーム

「計量制度見直し関連事業」担当（長野）あて

- ① FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また、応募要件を満たさない者や不備がある提案書は、受理しない場合があります。
- ② 提出された提案書を受理した場合は、提案書受理票を申請者に通知します。
- ③ 受理した提案書は返却できませんので、予め御了承ください。
- ④ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効となりますので御了承ください。なお、この場合、提案書その他の書類は返却いたします。
- ⑤ 締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって御送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「4.」の応募資格を満たしているか。

<提案内容>

- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。

- ③ 本事業の成果を高めるための適切な事業目標が設定されているか。

<事業計画>

- ④ 事業の実施方法、実施計画が現実的か。

- ⑤ 本事業の実施方法等について、事業目標を達成し本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

- ⑥ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

<事業の実施体制>

- ⑦ 再委託事業を実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有しているか。

- ⑧ 共同で提案を行う場合、事業実施体制において、共同実施者それぞれの実施内容や役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有しているか。また、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めているか。

<事業の実施能力>

- ⑨ 再委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているか。

- ⑩ 再委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか。

<その他>

- ⑪ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当会ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、審査結果などの照会には応じません。

8. 契約について

採択された申請者について、当会と提案者との間で再委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から再委託契約締結までの間に、当会及び本事業の委託元である経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

また、当会及び本事業の委託元である経済産業省が必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の再委託予定先と実施体制を組むことが契約の要件になることもあります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、再委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、再委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

なお、当会から提示される契約書（案）に基づき、受託業務の実施に際し、本事業の委託元である経済産業省又は経済産業省の指名する標準・技術専門家等による各種助言・調整等に従うことを御了承ください。また、委託業務の事務処理は、本事業の委託元である経済産業省が掲示する最新の委託事業事務処理マニュアル

(http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html) 及び当会の指示に基づき実施していただきます。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助職員（アルバイト等）に係る経費

<p>その他諸経費</p>	<p>事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等</p>
<p>Ⅲ. 一般管理費</p>	<p>再委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、再委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. その他の留意事項

提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、次項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。

11. 問い合わせ先

本件に関する問合せは日本語とし、下記の電子メール、FAXにて受け付けます。また、電話、来訪等による問合せには対応いたしません。

担当者：一般財団法人日本規格協会 産業基盤系規格開発ユニット

金属・化学・基盤系規格チーム

長野 誠規

電子メール：nagano@jsa.or.jp

なお、問合せは、原則として令和4年6月2日(木)以降は受け付けません。問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「計量制度見直し関連事業」として下さい。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。